

お客様各位



「東北地方太平洋沖地震災害に対するお取扱い」について

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられました皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

当金庫では、今回の地震災害の発生をうけ、下記のとおり対応しますのでお知らせいたします。

記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、運転免許証・保険証等により預金者であることを確認できる場合には、1日10万円を限度に払戻いたします。
2. 届出の印鑑がない場合は、拇印にて対応いたします。
3. 定期預金、定期積金等は、満期日前の払戻しに応じます。また、これを担保にご融資もいたします。
4. 被災に起因して、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議のうえ取立ができるよう対応いたします。
5. 被災に起因した手形の不渡処分等については、ご相談ください。可能な限り対応いたします。
6. 災害による応急資金が必要な場合はご相談ください。手続きの簡便化、迅速化に努める他、ご融資金の返済猶予等についても検討させていただきますのでご相談ください。

以上